

東彼杵町定住促進奨励金制度について

東彼杵町では定住人口の増加を図るため、町内に定住することを目的として住宅を取得された方に対して、持ち家奨励金を支給します。

【対象者】

地方税、国税及び町納付金等を滞納していない方で、平成25年6月30日までに、次の項目に該当する方を対象とします。

1. 東彼杵町内に居住し、自己名義の住宅用地及び住宅を所有しない方が、町内に定住することを目的として新たに住宅用地及び新築住宅又は中古住宅を取得し、転居した場合。
又は、3年以上町外に居住している方が、町内に自らが定住することを目的として住宅用地及び新築住宅又は中古住宅を取得し、転入した場合。
2. 取得した新築住宅又は中古住宅に引き続き5年以上定住する意思がある方。
3. 新築住宅、中古住宅には店舗併用のものも含まれます。
4. 「建て替え」及び「賃貸住宅」は、対象外となります。

【奨励金の額】

支給要件	金額
奨励金の対象となる新築住宅又は中古住宅は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得した費用が500万円以上(土地代を除く)のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	町内に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合 ～住宅1戸につき 1,000,000円
	町外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費の3割以上を町内業者が請けて施工する新築住宅の場合 ～住宅1戸につき 500,000円
	中古住宅を取得した場合 ～住宅1戸につき 500,000円
	(加算措置) 高校生以下の児童・生徒が同居する世帯の場合 ～1名につき 100,000円

【交付申請】

1. 交付申請には、世帯全員の住民票のほか、建物に係る契約書又は売買契約書などが必要となります。

—————お問い合わせ先—————

東彼杵町役場 総務課企画係

電話 0957-46-1111

FAX 0957-46-0884

E-mail kikaku@higashisonogi.jp

東彼杵町定住促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東彼杵町定住促進条例(平成22年東彼杵町条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 持ち家奨励金の交付を受けようとする者は、東彼杵町持ち家奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者と世帯を一にする者の住民票の写し
- (2) 位置図(付近見取図)、配置図及び各階平面図
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (4) 建設に係る契約書又は売買契約書の写し
- (5) 市町村納税証明書
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第3条 町長は、前条の規定による持ち家奨励金の交付申請を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、持ち家奨励金の交付決定及び額の確定を行い、東彼杵町持ち家奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、持ち家奨励金の交付を請求しようとするときは、交付基準日から60日以内に東彼杵町持ち家奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 町長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

(持ち家奨励金の返還)

第6条 条例第5条第1項第2号の規定に該当することによる持ち家奨励金の返還命令に係る額は、次の各号に掲げる同号の規定に該当することとなる期間の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 居住を開始した日から1年以内 持ち家奨励金の全額
- (2) 居住を開始した日から1年を超え2年以内 持ち家奨励金の5分の4の額
- (3) 居住を開始した日から2年を超え3年以内 持ち家奨励金の5分の3の額
- (4) 居住を開始した日から3年を超え4年以内 持ち家奨励金の5分の2の額
- (5) 居住を開始した日から4年を超え5年以内 持ち家奨励金の5分の1の額

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

東彼杵町持ち家奨励金交付申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

東彼杵町持ち家奨励金の交付を受けたいので、東彼杵町定住促進条例施行規則第2条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 居住の開始年月日 年 月 日
- 3 転入年月日 年 月 日
- 4 世帯、住宅等の状況(世帯人員 人)

続柄	氏名	生年月日及び年齢		勤務先、学年等
世帯責任者		年 月 日(歳)		
住宅等所在地				
住宅等の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅		<input type="checkbox"/> 併用住宅	
敷地面積	m ²			
床面積	住宅部分	その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築(<input type="checkbox"/> 町内業者 <input type="checkbox"/> 町外業者) <input type="checkbox"/> 購入(中古住宅)			
建築又は購入日	年 月 日			
登記年月日	年 月 日			

様式第2号(第2条関係)

東彼杵町長 様

誓 約 書

私は、東彼杵町に住宅を取得し、町民の一員として定住の意志をもって居住することを約束します。ただし、東彼杵町定住促進条例第5条各号のいずれかに該当することとなったときは、同条の規定に基づき、交付を受けた奨励金を返還します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(世帯責任者)

印

電話番号

様

東彼杵町長

東彼杵町持ち家奨励金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった東彼杵町持ち家奨励金については、次のとおり交付することを決定し、併せて額を確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額

円

2 交付条件

- (1) 交付金の交付に関し、必要とする報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じること。
- (2) 書類の確認及び現況確認(住宅等への立ち入りを含む。)を求められたときは、速やかに応じること。
- (3) 持ち家奨励金の交付に係る書類は5年間保存すること。

東彼杵町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

東彼杵町持ち家奨励金交付請求書

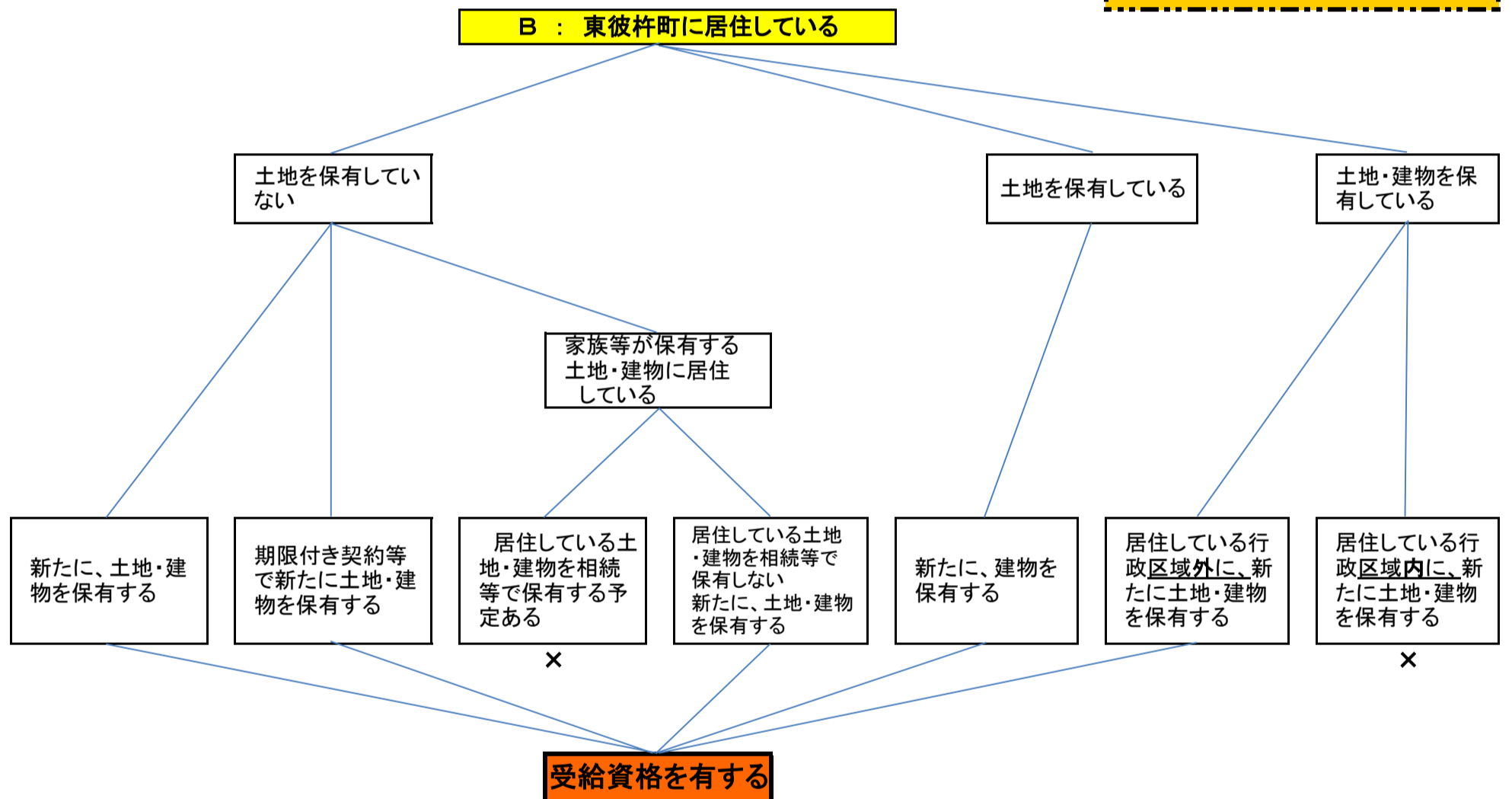
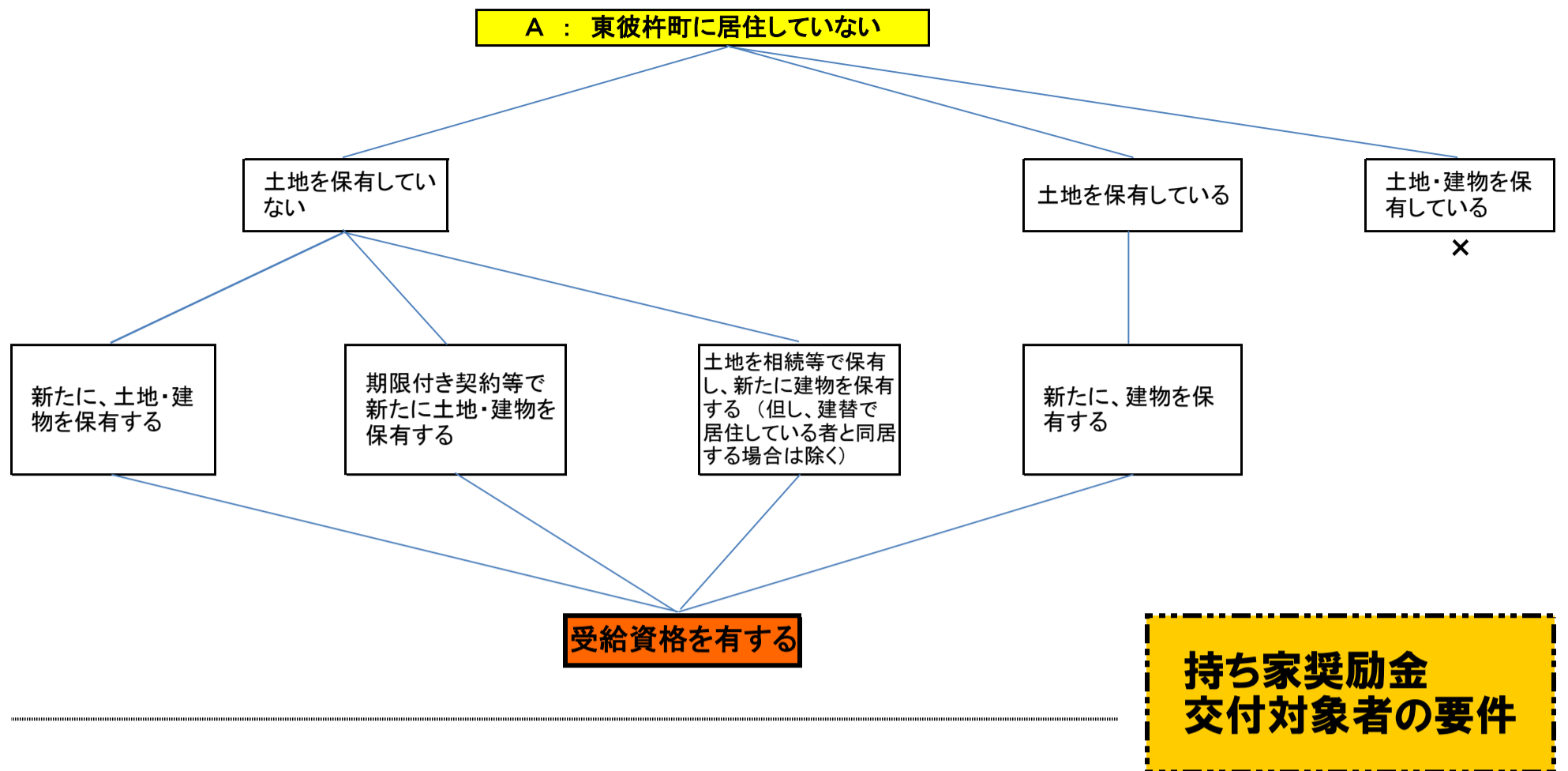
年 月 日付 第 号 で交付決定及び額の確定通知があった持ち家奨励金について東彼杵町定住促進条例施行規則第4条の規定により請求します。

交付決定及び確定額 円

交付請求額 円

指定振込先

	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 当座		
	口座番号			
	名義人	ふりがな		
氏名				



※ ただし、A、Bとも以下に該当する場合は、受給資格を失うものとする

- ① 地方税、国税または使用料等に滞納があるもの
- ② 新たに建物を保有したのち、1ヶ月以内に居住しない者
- ③ 申請時、「A: 東彼杵町に居住していない者」にあつては、申請前の3年以内に本町に居住していたことがある者
- ④ 新たに建物を保有したのち、町内に土地・建物を保有して居住している者が同居する予定となっている場合
ただし、婚姻による場合は除く
- ⑤ 東彼杵町定住促進条例、同規則等のために抵触する者
- ⑥ 特に町長が不適格と認めた者

〔用語の説明〕

- 居 住＝住民票及び日常生活の実態より、東彼杵町に住んでいることが確認できる状況をいう
- 新たに＝①原則として「保有していない」という状況から「保有する」という状況になることをいう
 ②同一敷地、隣接所有地、二親等以内の家族が所有する土地については、「新たに」とはしない
 ただし、婚姻等により、別個の所帯として、独立して居住する場合は該当するものとする
 ③同一行政区域外に「新たに」土地を求めた場合は該当するものとする
- 土 地＝地目が宅地であること
 宅地でない場合は、建物を保有した後に地目変更ができること
- 建 物＝①新築した家屋、購入した家屋、中古の家屋をいう
 ②また、店舗併用の住家を含む
- 保 有＝①新築・購入により家屋を取得し、自己名義にすることをいう
 ②土地の場合は、購入、相続、贈与等により取得し、自己名義にすることをいう
 ③保有の範囲は東彼杵町内とする
- 家族等＝二親等以内の関係をいう 一親等・・・父母・子ども 二親等・・・兄弟姉妹・祖父母・孫